

平成30年7月豪雨の被災者の皆さんへ 国民健康保険税減免の延長について

平成30年7月豪雨で居住する住宅に被害を受けた方の国民健康保険税減免申請について、平成30年度分を対象として受付けてきましたが、令和元年度分のうち、平成31年4月分から6月分までに相当する月割算定額についても対象が拡大されることになりました。

減免対象額 平成31年4月分から6月分までに相当する月割算定額(令和元年度年税額のうち4分の1相当)

減免割合 全壊は全額、半壊は2分の1、床上浸水は4分の1

受付 税務課

持参物 認め印 ※被害の内容によっては証明書類などが必要となります。 **申請締切** 7月24日(水)

※申請期限を過ぎると減免対象額が少なくなる場合や、減免申請の受付ができなくなる場合がありますので、ご注意ください

問 税務課 ☎ 63-1204

医療費を大切に使いましょう ～お薬のもらい方～

国民健康保険が負担する医療費の主な財源となっているのが、皆さんからの国民健康保険税です。現在医療費は増加傾向にあり、このまま医療費が増え続けると、国保税の引き上げや、医療保険制度の崩壊に繋がるかもしれません。医療費を大切に使うために、次のことを実践してみましょう。



かかりつけ薬局をもちましょう

かかりつけ薬局とは、処方箋をもらったら必ずそこで調剤してもらおうと決めている調剤薬局のことです。複数の医療機関で処方された薬の情報を管理し、薬の重複や飲み合わせをチェックしてもらえます。また、以前処方された薬が余ったときも相談すれば、使用可能かどうか確認してもらえ、薬のもらいすぎを防ぐことができます。

また、お薬手帳を持参することで服薬歴がわかるだけでなく、支払いが安くなる場合があります。

● 「高知 e-お薬手帳」を使ってスマートフォンで管理できます。

災害が起こった場合、混乱の中でのお薬の特定は困難を極めますが、お薬手帳があればすぐに処方することができます。ほとんどの方が携帯電話やスマートフォンを避難時に持ち出すことから、お薬手帳の電子化が誕生しました。現在全ての薬局での使用はできませんが、長期の履歴をためておくことができ、万一の時に役立つため、紙タイプのお薬手帳のサポート役としてご活用ください。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

医療機関等で処方される薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に変えることで、医療費が節約できます。新薬(先発医薬品)の特許期限が切れた後に発売されるジェネリック医薬品とは、新薬と同一の有効成分を同一量含有し、同等の効き目がある後発医薬品です。開発や研究に係る時間・コストが少ないので、価格は新薬に比べ経済的な薬です。新薬と異なる添加剤が使用されることがありますが、有効性・安全性・品質について、国が厳格な審査のうえ、製造販売の承認をしています。

ただし、すべての新薬に対しジェネリック医薬品があるわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあるため、まずは医師・薬剤師にご相談ください。

問 市民課 ☎ 63-1112